

令和5年4月18日



箱根町記者発表資料

箱根町環境センターにおけるダイオキシン類の排出基準値超過について

1 状 況

本年3月に「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、環境センターの廃棄物焼却炉1号炉及び2号炉の排出ガス中のダイオキシン類濃度の定期測定を実施したところ、1号炉及び2号炉の排出ガスから排出基準を超えるダイオキシン類が検出されました。

町ではこの測定結果を把握した令和5年4月17日から2つの焼却炉の運転を停止するとともに、現在、原因の調査を進めております。

なお、ごみ収集場所に出されるごみの収集運搬及び環境センターへのごみの持ち込みの受入れは通常どおり実施します。

2 ダイオキシン類検出の概要

(1) 排出基準（ダイオキシン類対策特別措置法）

1 ng-TEQ/m³

(2) 測定結果

1号炉・・・ 3. 6 ng-TEQ/m³N

2号炉・・・ 2. 2 ng-TEQ/m³N

なお、令和4年12月に環境センター周辺で行った大気中のダイオキシン類の測定結果は、環境基準値以下でした。

照会先

箱根町環境センター 担当 菅沼

電話 0460-83-6596

E-mail kankyou@town.hakone.kanagawa.jp